

第一〇一回

参第一三号

湖沼環境保全特別措置法（案）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 指定湖沼の湖沼環境の保全に関する計画等（第三条 - 第六条）

第三章 指定湖沼の湖沼環境の保全に関する特別の措置（第七条 - 第二十九条）

第四章 雑則（第三十条 - 第四十条）

第五章 罰則（第四十一条 - 第四十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、湖沼環境の保全上有効な施策の実施を推進するための湖沼環境保全基本方針を定めるとともに、湖沼環境の保全に関する施策を講ずることが緊要な湖沼についてその実施すべき施策に関する計画の策定、湖沼特定施設及び指定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、湖沼周辺環境保全地区の指定等の特別の措置を講ずることにより、湖沼環境の保全を図り、もつて国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（湖沼環境保全基本方針）

第二条 政府は、湖沼が水資源及び水産の場としての機能その他人間生活にとつて多様な機能を営む重要な水域として国民の健康で文化的な生活環境の確保に重要な役割を果たしていることにかんがみ、現在及び将来の国民がその恵沢を享受することができるように、湖沼環境の保全（湖沼の水質及びこれに影響を及ぼす湖沼の周辺の自然環境を一体として保全することをいう。以下同じ。）を図る上で有効な施策の実施を推進するための湖沼環境の保全に関する基本方針（以下「湖沼環境保全基本方針」という。）を定めなければならない。

2 湖沼環境保全基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 湖沼環境の保全に関する基本構想
- 二 指定湖沼及び指定地域の指定に関する基本的な事項
- 三 湖沼環境の保全のため講ずべき施策に関する基本的な事項
- 四 他の法律に基づく関連諸制度との調整の指針
- 五 その他湖沼環境の保全に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、湖沼環境保全基本方針の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、湖沼環境保全基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、湖沼環境保全基本方針の変更について準用する。

第二章 指定湖沼の湖沼環境の保全に関する計画等

(指定湖沼及び指定地域)

第三条 内閣総理大臣は、都道府県知事の申出に基づき、公害対策基本法（昭和四十二年法律第百三十二号）第九条第一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準（第二十四条第一項において「水質環境基準」という。）が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しい湖沼であつて、当該湖沼の水の利用状況、水質の汚濁の推移等及び当該湖沼の周辺の自然環境の悪化等からみて特に湖沼環境の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められるものを指定湖沼として指定することができる。

2 関係市町村の住民は、都道府県知事に対し、前項の申出につき意見を述べることができる。

3 内閣総理大臣は、指定湖沼の湖沼環境の保全に関係があると認められる地域を指定地域として指定するものとする。

4 内閣総理大臣は、指定湖沼又は指定地域を指定しようとするときは、前項の地域を管轄する都道府県知事（指定湖沼の指定については、第一項の申出をした都道府県知事を除く。）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の申出をし、又は前項の意見を述べようとするときは、関係市町村長及び関係市町村の住民の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により関係市町村の住民の意見を聴くに当たつては、総理府令で定めるところにより、公聴会を開くものとする。

7 内閣総理大臣が指定湖沼又は指定地域の指定をするには、閣議の決定を経なければならない。

8 内閣総理大臣は、指定湖沼又は指定地域を指定するときは、その旨を官報で公示しなければならない。

9 第一項（都道府県知事の申出に係る部分に限る。）、第二項及び第四項から前項までの規定は指定湖沼の指定の変更又は解除について、第四項から前項までの規定は指定地域の指定の変更又は解除について準用する。

(指定湖沼環境保全計画)

第四条 都道府県知事は、前条の規定により指定湖沼及び指定地域が定められたときは、湖沼環境保全基本方針に基づき、当該指定地域において当該指定湖沼につき湖沼環境の保全に関し実施すべき施策に関する計画（以下「指定湖沼環境保全計画」という。）を定めなければならない。

2 指定地域が二以上の都府県の区域にわたる場合にあつては、関係都府県知事は、その協議によつて指定湖沼環境保全計画を定めるものとする。

3 指定湖沼環境保全計画においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画の目標及び期間
 - 二 下水道及びし尿処理施設の整備に関する事項
 - 三 汚濁負荷量の削減に関する事項
 - 四 富栄養化の防止に関する事項
 - 五 しゅんせつ、ばつ気その他指定湖沼の水質の保全に資する事業に関する事項
 - 六 指定湖沼の周辺の自然環境の保全のための措置に関する事項
 - 七 その他湖沼環境の保全のための措置に関する事項
- 4 都道府県知事は、指定湖沼環境保全計画を定めようとするときは、当該指定湖沼環境保全計画に定められる事業を実施する者（国を除く。）、関係市町村長及び関係市町村の住民の意見を聴き、かつ、当該指定湖沼を管理する河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。以下同じ。）に協議するとともに、内閣総理大臣の同意を得なければならない。この場合においては、前条第六項の規定を準用する。
- 5 内閣総理大臣は、前項の同意をしようとするときは、公害対策会議の議を経なければならない。
- 6 都道府県知事は、指定湖沼環境保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係市町村長に送付するとともに、公表しなければならない。
- 7 前三項の規定は、指定湖沼環境保全計画の変更について準用する。

（事業の実施）

第五条 指定湖沼環境保全計画に定められた事業は、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

（指定湖沼環境保全計画の達成の推進）

第六条 国及び地方公共団体は、指定湖沼環境保全計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 指定湖沼の湖沼環境の保全に関する特別の措置

（湖沼特定施設の設置の許可）

第七条 指定地域において工場又は事業場から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に水を排出する者は、同条第二項に規定する特定施設（第十四条の規定により当該特定施設とみなされる施設を含む。第十六条第一項、第二十七条及び第四十条において同じ。）で政令で定める施設以外のもの（以下「湖沼特定施設」という。）を設置しようとするときは、総理府令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 湖沼特定施設の種類

四 湖沼特定施設の構造

五 湖沼特定施設の使用の方法

六 湖沼特定施設から排出される汚水又は廃液（以下「汚水等」という。）の処理の方法

七 排出水（湖沼特定施設を設置する指定地域内の工場又は事業場から公共用水域に排出される水をいう。以下同じ。）の量（排水系統別の量を含む。）

八 排出水の汚染状態（排水系統別の汚染状態を含む。）その他総理府令で定める事項

3 前項の申請書には、当該湖沼特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を添付しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、その概要を告示するとともに、前項の書面をその告示の日から三週間関係市町村の住民の縦覧に供しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の告示をしたときは、当該湖沼特定施設の設置に係る湖沼環境の保全について、他の関係都道府県知事、関係市町村長及び関係市町村の住民の意見を聴かななければならない。この場合においては、第三条第六項の規定を準用する。

6 第三項の事前評価に関し必要な事項は、総理府令で定める。

（湖沼特定施設の設置の許可の基準）

第八条 都道府県知事は、前条第一項の申請に係る湖沼特定施設が次の各号のいずれかに該当するものであると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 廃棄物の処理を目的とする工場又は事業場に係るものであること。

二 当該湖沼特定施設からの汚水等の排出が湖沼環境の保全を図る上において著しい支障を生じさせるおそれがないものであること。

2 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請に係る湖沼特定施設が前項第一号に該当する場合においても、同条第一項の許可については、当該湖沼特定施設を設置することが環境に及ぼす影響について十分配慮しなければならない。

（湖沼特定施設に係る経過措置）

第九条 一の施設が湖沼特定施設となつた際現に指定地域においてその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。以下この項において同じ。）又は一の地域が指定地域となつた際現にその地域において湖沼特定施設を設置している者であつて排出水を排出するものは、当該施設について第七条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第七条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、当該施設が湖沼特定施設となつた日又は当該地域が指定地域となつた日から三十日以内に、総理府令で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

（湖沼特定施設の構造等の変更）

第十条 第七条第一項の許可を受けた者は、その許可に係る同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、総理府令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、総理府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、総理府令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 第七条第三項から第六項まで及び第八条の規定は、第一項の許可の申請があつた場合に準用する。

4 第七条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書の総理府令で定める軽微な変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(氏名等の変更)

第十一条 第七条第一項の許可を受けた者は、その許可に係る同条第二項第一号、第二号若しくは第八号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその許可に係る湖沼特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(承継)

第十二条 第七条第一項の許可を受けた者からその許可に係る湖沼特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該湖沼特定施設に係る当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 第七条第一項の許可を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第七条第一項の許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(違反に対する措置命令)

第十三条 都道府県知事は、第七条第一項の規定に違反して湖沼特定施設を設置した者又は第十条第一項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該湖沼特定施設の除却、操業の停止その他当該違反を是正するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(みなし特定施設に係る排出水の排出の規制等)

第十四条 指定地域においては、湖沼の水質にとつて水質汚濁防止法第二条第二項第二号に規定する程度の汚水等を排出する施設として政令で定める施設について、これを同項に規定する特定施設とみなし、同法の規定を適用する。この場合において、同法第十二条第二項中「なつた際」とあるのは「なつた際又は一の地域が湖沼環境保全特別措置法第三条第三項の指定地域となつた際」と、「なつた日」とあるのは「なつた日又は当該地域が同項の指定地域となつた日」と、「六月間」とあるのは「一年間」と、「一年

間」とあるのは「三年間」と、同法第十三条第四項中「第二条第二項」とあるのは「湖沼環境保全特別措置法第十四条」と、「政令又は」とあるのは「政令若しくは」と、「改正」とあるのは「改正又は同法第三条第三項の指定地域の指定若しくはその変更」とする。

(水質汚濁防止法等の適用関係)

第十五条 水質汚濁防止法第五条から第十条まで、第十一条第一項から第三項まで及び第二十三条第三項から第五項まで(同法第五条、第七条、第八条、第八条の二、第十条及び第十一条に係る部分に限る。)並びに海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三十七条第一項の規定は、指定地域において湖沼特定施設を設置する工場又は事業場から排水を排出する者に係る当該湖沼特定施設については、適用しない。

2 指定地域における水質汚濁防止法第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「この法律」とあるのは、「この法律(湖沼環境保全特別措置法第七条から第十三条までの規定を含む。)」とする。

(指定施設の設置の届出)

第十六条 指定地域において、水質汚濁防止法第二条第二項第二号に規定する項目に関し湖沼の水質の汚濁の原因となる物を発生し、及び公共用水域に排出する施設(同項に規定する特定施設であるものを除く。)であつて、湖沼の水質保全上同法第三条第一項又は第三項の排水基準による規制により難しいものとして政令で定めるもの(以下「指定施設」という。)を設置しようとする者は、総理府令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該指定施設の設置について河川法第二十六条の規定による河川管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 指定施設の所在地
- 三 指定施設の種類
- 四 指定施設の構造
- 五 指定施設の使用の方法
- 六 その他総理府令で定める事項

2 河川管理者は、前項ただし書の許可をしたときは、その旨を都道府県知事に通報するものとする。

(経過措置)

第十七条 一の施設が指定施設となつた際現に指定地域においてその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。以下この項において同じ。)又は一の地域が指定地域となつた際現にその地域において指定施設を設置している者は、当該施設が指定施設となつた日又は当該地域が指定地域となつた日から三十日以内に、総理府令で定める

ところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(指定施設の構造等の変更の届出)

第十八条 第十六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者(第十六条第二項(前条第二項において準用する場合を含む。))の通報に係る者を含む。次条第一項において同じ。)は、第十六条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、総理府令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する者は、第十六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第十六条第一項ただし書及び第二項の規定は、前二項の場合について準用する。

(承継)

第十九条 水質汚濁防止法第十一条第一項及び第二項の規定は、第十六条第一項又は第十七条第一項の規定による届出をした者の地位の承継について準用する。

2 前項において準用する水質汚濁防止法第十一条第一項又は第二項の規定により前項に規定する者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、河川法第三十三条第三項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

3 第十六条第二項の規定は、前項ただし書に規定する場合について準用する。

(基準遵守義務)

第二十条 指定地域において指定施設を設置している者は、当該指定施設について、総理府令で定めるところにより都道府県知事が定める構造及び使用の方法に関する基準を遵守しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(改善勧告及び改善命令)

第二十一条 都道府県知事は、指定地域において指定施設を設置している者が前条第一項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該指定施設の構造又は使用の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、その者に対し、期限を定めて、当該指定施設の構造又は使用の方法の改善を命ずることができる。

3 前二項の規定は、前条第一項の基準の適用の際現に指定地域において指定施設を設置している者(設置の工事をしている者及び第十六条第一項の規定による届出その他の政令で定める設置に係る手続をした者であつて設置の工事に着手していないものを含

む。)に係る当該指定施設については、当該基準の適用の日から一年間(当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、三年間)は、適用しない。ただし、当該基準の適用の際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがあるとき、及び当該基準の適用の日以後当該施設についてその者が第十六条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更(その日前に第十八条第一項の規定による届出その他の政令で定める変更に係る手続が行われた変更及び総理府令で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、この限りでない。

- 4 都道府県知事は、小規模の事業者に対する第一項又は第二項の規定の適用に当たつては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

(報告及び検査)

第二十二条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、指定施設を設置している者に対し、指定施設の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の当該施設を設置する場所に立ち入り、指定施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(準用指定施設)

第二十三条 前三条の規定は、湖沼特定施設であつて、指定施設に準ずるものとして政令で定めるものについて準用する。この場合において、第二十一条第三項中「第十六条第一項の規定による届出」とあるのは「第七条第一項の規定による許可」と、「第十八条第一項の規定による届出」とあるのは「第十条第一項の規定による許可」と読み替えるものとする。

(汚濁負荷量の総量の削減)

第二十四条 都道府県知事は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する指定湖沼であり、かつ、水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の排水基準及び第四条から前条までに規定する措置のみによつては水質環境基準の確保が困難であると認められる指定湖沼であつて政令で定めるもの(以下「総量削減指定湖沼」という。)における同法第二条第二項第二号に規定する項目のうち化学的酸素要求量その他の項目で指定湖沼ごとに政令で定めるものに係る水質の汚濁の防止を図るため、総量削減指定湖沼に係る指定地域(以下「総量削減指定地域」という。)について、当該総量削減指定湖沼に係る指定湖沼環境保全計画において、当該項目で表示した汚濁負荷量(以下単に「汚濁負荷量」という。)の総量の削減に関する計画(以下「湖沼総量削減計画」という。)を定めるものとする。

- 2 湖沼総量削減計画においては、当該総量削減指定地域における削減の目標、目標年度、目標達成の方途その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項を定めるものとする。
この場合において、削減の目標に関しては、水質汚濁防止法第四条の二第二項後段の例に準じて定めるものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項に規定する要件に該当すると認められる指定湖沼があるときは、同項の総量削減指定湖沼を定める政令の立案について、内閣総理大臣に対し、その旨の申出をすることができる。
- 4 内閣総理大臣は、第一項の総量削減指定湖沼を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、当該指定湖沼に係る指定地域を管轄する都道府県知事（前項の申出をした都道府県知事を除く。）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県知事は、第三項の申出をし、又は前項の意見を述べようとするときは、関係市町村長及び関係市町村の住民の意見を聴かなければならない。この場合においては、第三条第六項の規定を準用する。
- 6 第一項の規定により定めた湖沼総量削減計画に基づく汚濁負荷量の削減については、湖沼総量削減計画を水質汚濁防止法第四条の三に規定する総量削減計画とみなし、同法の規定（第十四条の規定により適用される同法の規定を含み、同法第四条の二及び第四条の三の規定を除く。）を適用する。この場合において、同法中「指定地域」とあるのは「湖沼環境保全特別措置法第二十四条第一項に規定する総量削減指定地域」と、同法第二条第三項中「特定施設」とあるのは「特定施設（湖沼環境保全特別措置法第十四条の規定により特定施設とみなされる施設を含む。以下同じ。）」と、同法第十三条第四項中「第四条の二第一項の地域を定める政令又は」とあるのは「湖沼環境保全特別措置法第十四条の施設を定める政令、同法第二十四条第一項の総量削減指定湖沼を定める政令若しくは」と、「改正」とあるのは「改正又は同法第三条第三項の指定地域の指定若しくはその変更」と、同法第十六条第三項中「指定水域」とあるのは「湖沼環境保全特別措置法第二十四条第一項に規定する総量削減指定湖沼」とする。

（富栄養化による被害の発生の防止）

- 第二十五条 環境庁長官は、指定湖沼の富栄養化による生活環境に係る被害の発生を防止するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、指定地域において公共用水域に排出される^{りん}燐その他の政令で定める物質（以下この条及び次条において「指定物質」という。）の削減に関し、政令で定めるところにより、削減の目標、目標年度その他必要な事項を示して、指定物質削減指導方針（以下この条において「指導方針」という。）を定めるべきことを指示することができる。
- 2 指導方針においては、目標年度において削減の目標を達成することを目途として、指定物質の削減に関する指導の方針その他必要な事項を定めるものとする。
 - 3 都道府県知事は、指導方針を定め、又は変更しようとするときは、総理府令で定めるところにより、前項の事項を環境庁長官に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、指導方針を定め、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

5 都道府県知事は、指定地域において指定物質を公共用水域に排出する者に対し、指導方針に従い、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(報告の徴収)

第二十六条 都道府県知事は、前条第五項の指導、助言又は勧告をするため必要があると認めるときは、指定地域において事業活動に伴つて指定物質を公共用水域に排出する者で政令で定めるものに対し、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(指導等)

第二十七条 都道府県知事は、水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設又は指定施設を設置する者以外の者であつて、指定地域において同項第二号に規定する項目に関し汚水等その他の湖沼の水質の汚濁の原因となる物を公共用水域に排出するものに対し、指定湖沼環境保全計画を達成するために必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(湖沼周辺環境保全地区)

第二十八条 都道府県は、条例で定めるところにより、指定湖沼の周辺の土地の区域のうち湖沼環境の保全上保全することが必要な自然環境を形成しているものを湖沼周辺環境保全地区として指定することができる。

2 都道府県は、湖沼周辺環境保全地区における前項の自然環境を保全するため、条例で定めるところにより、湖沼周辺環境保全地区内における工作物の新築、土地の形質の変更、木竹の伐採、土石の採取その他の行為につき都道府県知事の許可を受けなければならないものとすることができる。

3 都道府県は、前項の規定に基づく条例の規定による処分によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(埋立て等についての特別の配慮)

第二十九条 都道府県知事は、指定湖沼における公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認については、第二条第一項の湖沼の特殊性につき十分配慮しなければならない。

2 前項の規定の運用についての基本的な方針に関しては、中央公害対策審議会において調査審議するものとする。

第四章 雑則

(勧告又は助言)

第三十条 環境庁長官は、この法律の適正かつ円滑な運用を確保するために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な勧告又は助言をすることができる。

2 環境庁長官は、都道府県知事に対し、前項の勧告によつて採られた措置について報告を求めることができる。

(財政上の援助等)

第三十一条 国は、地方公共団体が指定湖沼環境保全計画に基づく事業を円滑に実施することができるよう、当該地方公共団体に対し、財政上の援助その他必要な援助を行うように努めなければならない。

(国の負担又は補助の割合等の特例)

第三十二条 指定湖沼環境保全計画に定められた事業のうち別表に掲げる事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合（以下この条において「国の負担割合」という。）は、他の法令の規定にかかわらず、同表に定める割合の範囲内で政令で定める割合とする。

2 前項に規定する事業に係る経費に対する他の法令の規定による国の負担割合が、同項の政令で定める割合を超えるときは、当該事業に係る経費に対する国の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

3 第一項に規定する事業に係る経費につき前二項の規定による国の負担割合により国が負担し又は補助する場合における国の負担金若しくは補助金の交付又は地方公共団体の負担金の納付については、他の法令の規定にかかわらず、政令で、必要な特例を定めることができる。

(資金のあつせん等)

第三十三条 国は、事業者が行う指定湖沼の湖沼環境の保全のための施設の整備について、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

(指定湖沼管理基金)

第三十四条 指定湖沼及びその周辺地域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体は、指定湖沼の湖岸及び湖底の清掃及び整地その他これらに類する指定湖沼の維持管理の事業並びに指定湖沼及びその周辺地域の環境の保全に寄与する施設で当該地域に存するものの維持管理の事業の適正かつ円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金として、指定湖沼管理基金を設けることができる。

(関係行政機関の協力等)

第三十五条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は指定湖沼の湖沼環境の保全に関し意見を述べることができる。

2 河川管理者、港湾管理者（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。）その他指定地域内の公共用水域の管理を行う者で政令で定めるものは、この法律の施行に関して当該公共用水域の管理上必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、指定湖沼の湖沼環境の保全に関して意見を述べることで

きる。

(監視、測定等の体制の整備)

第三十六条 国は、湖沼及びその周辺の自然環境の状況を把握し、並びに湖沼環境の保全のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めなければならない。

(調査研究の推進等)

第三十七条 国は、湖沼環境の保全に関する調査研究及び技術の開発を推進し、その成果の普及に努めなければならない。

2 国は、湖沼環境の保全に関し、知識の普及を図るとともに、国民の協力を求めるように努めなければならない。

(経過措置)

第三十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置及び経過措置に関する罰則を含む。）を定めることができる。

(事務の委任等)

第三十九条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第三条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）、第四条第一項、第二十条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第一項及び第三項に規定する事務を除く。）は、指定地域の全部又は一部が政令で定める市の区域内にある場合には、その区域については、政令で定めるところにより、当該市の長に委任することができる。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で総理府令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

(条例との関係)

第四十条 この法律の規定は、指定地域において、地方公共団体が、指定施設（第二十三条の政令で定める施設を含む。以下同じ。）について、水質汚濁防止法第二条第二項第二号に規定する項目以外の項目に関し、及び指定施設以外の同号に規定する項目に関して湖沼の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設（同項に規定する特定施設であるものを除く。）について、その施設の構造又は使用の方法に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

第五章 罰則

第四十一条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項又は第十条第一項の規定に違反した者
- 二 第十三条の規定による命令に違反した者

第四十二条 第二十一条第二項（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定によ

る命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十三条 第十六条第一項又は第十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第二項又は第十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十二條第一項（第二十三條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第二十六條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十一条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十六条 第十条第四項、第十一条、第十二条第三項、第十八条第二項又は第十九条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条並びに第三条第一項（都道府県知事の申出に係る部分に限る。）、第二項及び第四項から第六項までの規定は、公布の日から施行する。

（水質汚濁防止法の一部改正）

2 水質汚濁防止法の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「湖沼及び」を削る。

（環境庁設置法の一部改正）

3 環境庁設置法（昭和四十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第十五号中「及び瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）」を「、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）及び湖沼環境保全特別措置法（昭和五十九年法律第 号）」に改める。

別表（第三十二条関係）

事 業 の 区 分	国の負担割合の範囲
河川法第四条第一項に規定する一級河川の改良工事（政令で定めるものを除く。）	四分の三以内
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事	四分の三以内
下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道の設置又は改築	三分の二以内

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業のうち農業用排水施設の新設、廃止若しくは変更又は区画整理	百分の六十五以内
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第二項に規定する保安施設事業（政令で定めるものを除く。）	四分の三以内
都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項に規定する公園施設の新設、増設又は改築	十分の五・五以内
自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第六号に規定する公園事業で政令で定めるもの	十分の五・五以内

理 由

湖沼が国民の健康で文化的な生活環境の確保に重要な役割を果たしていることにかんがみ、湖沼の水質及びこれに影響を及ぼす湖沼の周辺の自然環境を一体として保全する上で有効な施策の実施を推進するための湖沼環境保全基本方針を定めるとともに、これらの施策を講ずることが緊要な湖沼を指定して当該指定湖沼につき実施すべき施策に関する計画の策定、湖沼特定施設及び指定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、湖沼周辺環境保全地区の指定等の特別の措置を講ずることにより、湖沼の水質及びこれに影響を及ぼす湖沼の周辺の自然環境を一体として保全する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律の施行に要する経費としては、初年度約一億円の見込みである。